

さいたま市特別職報酬等審議会

<第2回 資料>

開催日：令和7年10月22日（水）

場 所：さいたま市役所議会棟 2階 第7委員会室

<資料目次>

特別職報酬等審議会における月例給・特別給の審議結果等

・ 市議会議員に対する地域手当の支給について	1
参考 市長・副市長に対する地域手当の支給根拠	2
・ 一般職職員の給与の改定の仕組み	3
・ 一般職の給与の改定状況（月例給）について	5
参考 さいたま市職員の職位について	6
・ 月例給・特別給の審議結果と改定状況等	7
・ 総合振興計画について	8
・ さいたま市総合振興計画基本計画の実施状況について	9
・ 令和7年度さいたま市民意識調査結果（中間報告）	10
・ 市議会の主な取組事例	12

市議会議員に対する地域手当の支給について

市議会議員に対する給与その他の給付については、地方自治法に規定されており、「議員報酬」と「期末手当」のほか、公務のために旅行した際の「費用弁償（旅費）」のみで、地域手当の支給に関する規定はない。

【参照条文】

○地方自治法

第 203 条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、**議員報酬**を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する**費用の弁償**を受けすることができる。

③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、**期末手当**を支給することができる。

④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 203 条の規定に基づき、さいたま市議会の議長、副議長及び議員(以下「議長等」という。)の**議員報酬**、**期末手当**及び**費用弁償**に関し必要な事項を定めるものとする。

市長・副市長に対する地域手当の支給根拠

○地方自治法

第 204 条 普通地方公共団体は、**普通地方公共団体の長**及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員**その他普通地方公共団体の常勤の職員**並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

- ② 普通地方公共団体は、条例で、**前項の者に対し**、扶養手当、**地域手当**、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）又は退職手当を**支給することができる**。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○さいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条の規定に基づき、**市長**、**副市長**、水道事業管理者、教育長、常勤の監査委員及び特別職の秘書（以下「市長等」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 **市長等の受ける給与**は、給料、**地域手当**、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。

一般職職員の給与の改定の仕組み

①民間給与の調査

さいたま市人事委員会では、職種別民間給与実態調査を人事院(国の機関)、他の人事委員会(都道府県、政令市等の機関)と共同で実施し、民間の給与を調査している。

本年、国の人事院が、「行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較する必要がある」として、官民給与の比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引き上げた。

人事院が指摘した人材確保の課題は、さいたま市にも共通するものであり、職員の給与改定を決定するに当たっては、国家公務員との均衡も考慮することとされていることやこれまでも国に準拠して比較を行ってきたことを踏まえ、さいたま市においても比較対象規模を「50人以上」から「100人以上」に改めた。

2025年職種別民間給与実態調査

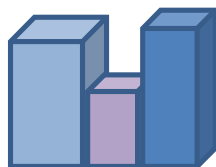
(R7.4.23から6.13まで調査を実施)

調査対象の事業所

(いわゆる正社員が50人以上の事業所)

調査した従業員

(パート・アルバイト・契約社員などを除く)



市内493事業所中

119事業所



事務・技術

3,904人



研究・教育等

287人

事業所ごとのボーナスの調査
(R6.8～R7.7支給分)

従業員ごとの4月分給与の調査
(4月分給与・役職・学歴・年齢)

その他初任給、諸手当、給与制度等の調査

② 給与勧告

令和7年給与勧告まとめ

1 改定の方針

- ・ 月例給は、民間給与との較差(12,033円、2.90%)を解消するため、給料表を引上げ改定

2 特別給

- ・ 民間の支給割合に見合うよう支給月数を引上げ、期末・勤勉手当に反映(4.60月分→4.65月分)

※ 再任用職員を含む。

3 実施時期

- ・ 令和7年4月1日から実施。ただし、特別給の令和8年6月期以降の支給に関する改定については、令和8年4月1日から実施

給与勧告の実施状況（行政職給料表）

本年は、月例給及び特別給ともに、4年連続のプラス改定となりました。

	月例給		特別給(期末手当・勤勉手当)		平均年間給与の増減額
	公民較差額	較差率	年間支給月数	対前年比増減	
平成27年	798円	0.20%	4.20月	0.10月	5.2万円
平成28年	1,362円	0.35%	4.30月	0.10月	5.9万円
平成29年	882円	0.22%	4.40月	0.10月	5.2万円
平成30年	-	-	4.45月	0.05月	2.0万円
令和元年	-	-	4.50月	0.05月	2.0万円
令和2年	-	-	4.45月	△0.05月	△2.0万円
令和3年	-	-	4.30月	△0.15月	△5.9万円
令和4年	911円	0.23%	4.40月	0.10月	5.4万円
令和5年	3,684円	0.92%	4.50月	0.10月	9.8万円
令和6年	10,818円	2.67%	4.60月	0.10月	21.6万円
令和7年	12,033円	2.90%	4.65月	0.05月	21.7万円

(注) 期末・勤勉手当の年間支給月数は勧告後の支給月数を、また、較差月数について、据置きの年は民間支給割合との差を、その他の年は引上げ又は引下げ勧告の月数を表す。

一般職の給与の改定状況（月例給）について

令和7年さいたま市職員の月例給に関する給与勧告の内容

- ・ 公民較差2.90%の解消のため、行政職給料表の引上げ改定（平均3.12%の表の引上げ改定）
- ・ 初任給を始め若年層に重点を置きつつ、中高年層も含め全級・全号給について引上げ
- ・ 大卒初任給を12,000円、高卒初任給を12,300円、それぞれ引上げ

[人事委員会勧告による改定率]

- ・ 行政職給料表を次のとおり改定
（各級の平均改定率）

1級4.78%、2級3.52%、3級2.79%、4級2.47%、
5級2.24%、6級2.05%、7級1.93%、
8級1.81%

※各級における職務内容については、参考資料「さいたま市職員の職位について」を参照。

[本市の現状]

令和7年度	一般職全体の給与改定率	2.90%
	一般職局長級（8級）の給与改定率 （令和6年度からの累計値2.91%）	1.81%

[昨年度の状況]

- ・ 一般職全体の給与改定率 2.67%
一般職局長級（8級）の給与改定率 1.10%
- ・ 他の政令指定都市の状況及び職務や責任が特別職により近い幹部職員の給与改定率を用いる方が望ましいとの委員からの意見があり、局長級（8級）の給与改定率を採用したところである。

さいたま市職員の職位について

・市職員の職員と求められる役割【さいたま市職員組織成長ビジョン抜粋】

級	主な職務名	求められる期待役割
8級	局長・区長	市政の経営者、局・区の統括責任者
	理事	市政の経営者、極めて困難な特命業務の責任者
7級	部長・所長	部の統括責任者、施策統括マネジャー
	副区長	区政の経営者、区の総合調整者
	副理事	特に困難な特命業務の責任者
6級	部長	部の統括責任者、区の施策統括マネジャー
	次長	施策の統括的推進者
	参事	特命業務の責任者
5級	課長・所長・室長	課の統括責任者、事務事業統括マネジャー
	副参事	特に複雑・困難な業務（特命業務）の遂行者
4級	課長補佐	事務事業の統括的推進者
	主幹	事務事業の統括的推進者
	総合調整幹	市政・区政の総合調整者
	調整幹	施策推進の調整者
	専門幹	複雑・困難な業務の遂行者
	参与	事務事業の統括的推進者
3級	係長・所長	係の統括責任者、事務事業の遂行単位責任者
	主査	業務の中心的遂行者
2級	主任	業務の先見的遂行者
1級	主事	業務の積極的遂行者

月例給・特別給の審議結果と改定状況等②

(1) 年度	(2) 特別職報酬等審議会の開催状況及び審議結果等				(3) 月例給及び特別給の改定状況		【参考】 (4) 一般職の給与の改定状況				【参考】 (5) 国の指定職(事務次官等)		
	(2-1) 開催回数	(2-2) 審議結果等			月例給	特別給	月例給		特別給(期末・勤勉手当)		特別給(期末・勤勉手当)		
		審議結果	理由	審議結果			理由	改定率(%)	累計(%)	改定月数	改定後の年間支給月数	改定月数	改定後の年間支給月数
R5	2回	引上げ	一般職職員の給与改定率の累計値等を考慮して引上げの改定を行うべきと判断し、一般職職員の給与改定率の累計値のほか、財政規模の類似政令指定都市の平均額、人口規模の類似政令指定都市の平均額の3つの改定案を参考として審議を行った結果、これまで本審議会の審議において参考としてきた一般職職員の給与改定率の累計値を基に、1.6%の引上げを答申	引上げ	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.10月分の引上げを答申	(給料・議員報酬) R6.4.1~ (1.6%引上げ) ・市長 1,229,000円 ・副市長 966,000円 ・議長 992,000円 ・副議長 886,000円 ・議員 819,000円 ※市長、副市長の給料は特例条例のR6.4.1施行により改定前に据置き なお、R7.3.31限りで当該条例失効	(期末手当年間支給月数) R5.12.1~ (0.10月引上げ) ・市長、副市長 3.40月 ・市議会議員 3.40月	0.92 (引上げ)	1.60	0.10月 (引上げ)	4.50月	0.10月 (引上げ)	3.40月
R6	2回	据置き	報酬等の額を改定する際に参考とする給与改定率の対象を、一般職の職員全体ではなく一般職の局長級職員とした上で、局長級職員の給与改定率等を考慮すると、現時点では改定を要する状況には至っていないと判断し、据え置くことが適当との結論を報告。	引上げ	国における指定職職員の期末手当等の支給月数との均衡を考慮し、0.05月分の引上げを答申	—	(期末手当年間支給月数) R6.12.1~ (0.05月引上げ) ・市長、副市長 3.45月 ・市議会議員 3.45月	1.10 (引上げ)	1.10	0.10月 (引上げ)	4.60月	0.05月 (引上げ)	3.45月
R7								1.81 (引上げ) 人事委員会勧告	2.91	0.05月 (引上げ) 人事委員会勧告	4.65月	0.05月 (引上げ) 人事院勧告	3.50月

※ 令和6年度以降、(4)一般職の給与の改定状況は、一般職の局長級職員の改定率を記載。

【参考】

関東政令指定都市の市長の給料月額等 (R7.4.1時点)

区分	給料月額				月例給				年間支給額			
	改定前	現行	改定率	適用日	給料月額	地域手当		総額	月例給×12	特別給(期末手当)		総額
						支給割合	月額			支給月数	年額	
千葉市	1,300,000	② 1,317,000	1.3%	H30.4.1	1,317,000	—	—	⑤ 1,317,000	15,804,000	4.60	② 7,269,840	④ 23,073,840
川崎市	1,200,000	④ 1,216,000	1.3%	R7.4.1	1,216,000	16%	194,560	③ 1,410,560	16,926,720	3.45	④ 6,888,518	③ 23,815,238
横浜市	1,428,000	① 1,599,000	12.0%	H28.4.1	1,599,000	—	—	① 1,599,000	19,188,000	4.60	① 8,826,480	① 28,014,480
相模原市	1,142,000	⑤ 1,181,000	3.4%	R7.4.1	1,181,000	12%	141,720	④ 1,322,720	15,872,640	3.40	⑤ 6,400,546	⑤ 22,273,186
平均	1,267,500	1,328,250	4.8%	—	1,328,250	—	168,140	1,412,320	16,947,840	4.013	7,346,346	24,294,186
さいたま市	1,210,000	③ 1,229,000	1.6%	R6.4.1	1,229,000	15%	184,350	② 1,413,350	16,960,200	3.45	③ 6,911,280	② 23,871,480

総合振興計画について

2030 さいたま輝く未来と希望のプラン（総合振興計画）

長期的な展望に基づく都市づくりの将来目標を示すとともに、市政を総合的、計画的に運営するため、各行政分野における政策や施策の方向性を定める市政運営の最も基本となる計画。基本計画と実施計画の2層から構成されている。

1 基本計画（計画期間：10年／令和3年～令和12年）

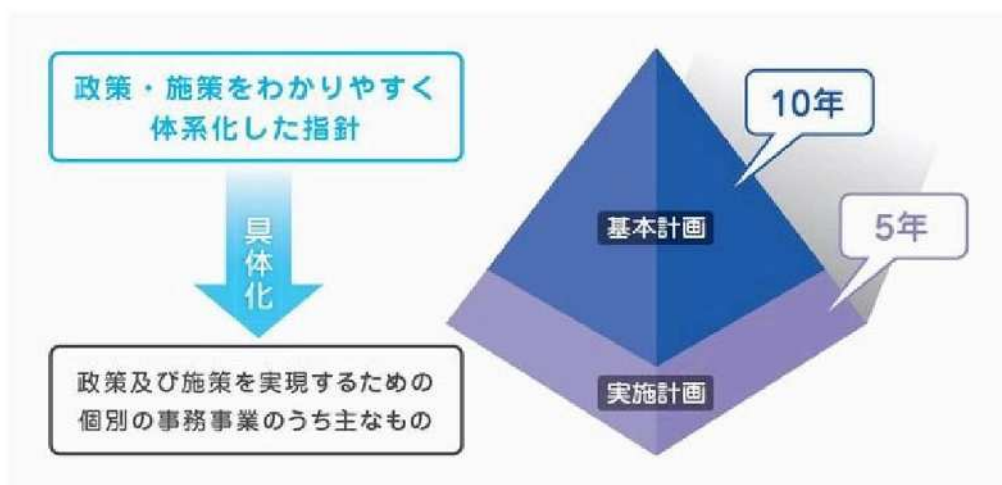
中長期的な視点から目指すべき将来都市像と、その実現に向けた基本的な政策及び施策を総合的、体系的に定めた計画。本市の都市づくりを計画的にすすめていくための指針となるもの。

各分野における基本的な政策と施策及びその中から将来都市像の実現に効率的かつ大きく貢献していく事業を「重点戦略」とし、それらの施策を下支えし、効率的・効果的に推進していくための取組を「質の高い都市経営の実現」として位置付けている。

2 実施計画（計画期間：5年／令和3年～令和7年）

基本計画に定められた政策及び施策を実現するための個別の事業を定めた計画。事業内容、目標指標などを明らかにすることで、効果的・効率的に総合振興計画を推進していくことを目的としている。

社会経済状況の変化や事業の進捗度合等を踏まえながら、原則として毎年度見直し、改定を行うこととしている。



さいたま市総合振興計画基本計画の実施状況について

基本計画に掲載している全63施策、実施計画に掲載している全370事業を対象とし、施策の進捗状況及び目標に対する事業の達成状況について内部評価を実施。

事業評価

1 令和6年度 事業の達成状況（分野別）

全370事業のうち、実施計画「質の高い都市経営の実現」に掲載している54事業を除く316事業について達成度を評価したところ、82事業が「A 目標を上回って達成」、185事業が「B 目標をおおむね達成」の評価であり、割合は84.5%であった。

分野	事業数	達成度評価			A評価+B評価	
		A 目標を上回って達成	B 目標をおおむね達成	C 目標を未達成	(事業数)	(達成度)
コミュニティ・人権・多文化共生	27	9	14	4	23	85.2%
環境	27	9	17	1	26	96.3%
健康・スポーツ	20	3	14	3	17	85.0%
教育	44	7	32	5	39	88.6%
生活安全	13	4	6	3	10	76.9%
福祉	29	8	17	4	25	86.2%
子ども・子育て	18	3	11	4	14	77.8%
文化	13	2	7	4	9	69.2%
都市インフラ	56	10	37	9	47	83.9%
防災・消防	34	12	16	6	28	82.4%
経済・産業	35	15	14	6	29	82.9%
合計	316	82	185	49	267	
(うち、再掲を含まない事業数)	(248)	(67)	(147)	(34)	(214)	
割合	100.0%	25.9%	58.5%	15.5%	84.5%	
(再掲を含まない事業割合)	(100.0%)	(27.0%)	(59.3%)	(13.7%)	(86.3%)	

※再掲を含まない事業数とは、各分野で重複している事業を排除した数である。

2 令和6年度 事業の達成状況（質の高い都市経営の実現）

「質の高い都市経営の実現」に掲載している54事業について達成度を評価したところ、17事業が「A 目標を上回って達成」、27事業が「B 目標をおおむね達成」の評価であり、割合は81.5%であった。

分野	事業数	達成度評価			A評価+B評価	
		A 目標を上回って達成	B 目標をおおむね達成	C 目標を未達成	(事業数)	(達成率)
市民協働・公民連携	14	6	4	4	10	71.4%
高品質経営市役所	40	11	23	6	34	85.0%
合計	54	17	27	10	44	
(うち、再掲を含まない事業数)	(51)	(16)	(25)	(10)	(41)	
割合	100.0%	31.5%	50.0%	18.5%	81.5%	
(再掲を含まない事業割合)	(100.0%)	(31.4%)	(49.0%)	(19.6%)	(80.4%)	

令和7年度さいたま市民意識調査結果（中間報告）

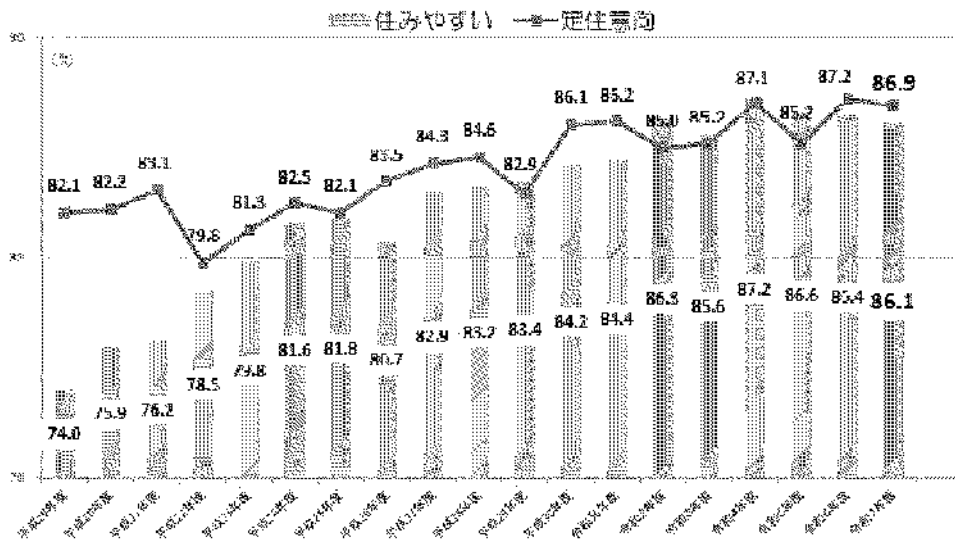
1. 調査の概要

- 調査地域…さいたま市全域
- 調査対象…さいたま市在住の満18歳以上の男女
- 調査対象数…5,000人
- 回収結果…有効回収数 2,240人

2. 調査結果の概要「住みやすさと定住意向の推移」

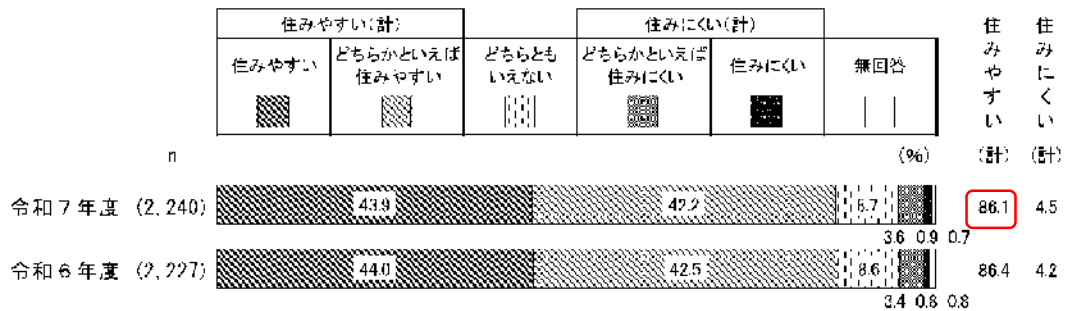
今の地域が住みやすいと思う人（「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」の合計）（86.1%）は8割半ば、今の地域に住み続けたい人（「ずっと住み続けたい」と「当分の間住み続けたい」の合計）（86.9%）は9割近くであった。

住みやすさと定住意向の推移（さいたま市）

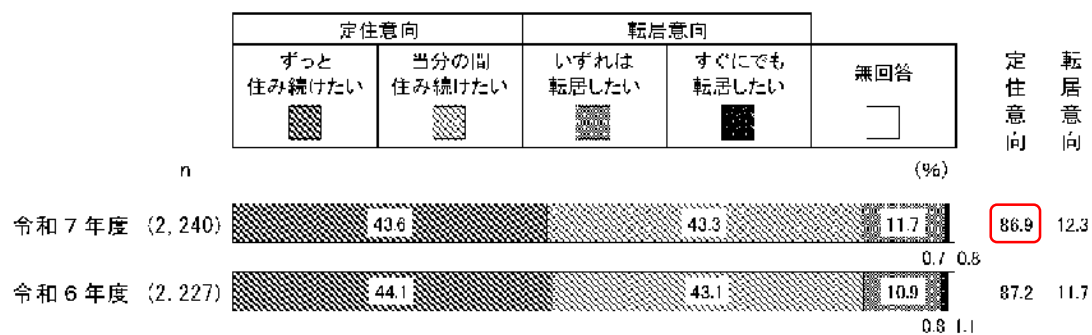


3. 調査の結果

・あなたがお住まいの「地域」の住み心地はどうか。



・あなたは、現在お住まいの「地域」にこれからも住みたいと思いますか。



市議会の主な取組事例

(議会広報紙ロクマルNO. 99 (6年2月定例会) ~

102 (6年12月定例会) より抜粋)

1 議員提出議案・委員会提出議案

(令和6年2月定例会)

議員提出議案第1号 さいたま市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援等に関する条例の制定について

インターネット上での誹謗中傷などの防止や被害者支援などに関する条例が可決

インターネットの拡散性、非対面性などの特性に起因して、誹謗中傷やプライバシーの侵害、差別的言動などの人権侵害が容易に行われている現状を鑑み、インターネット上の誹謗中傷などの防止や被害者支援などに関する施策を総合的、計画的に推進し、安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的とする条例制定議案が議員から提出され、可決されました。

このような目的の条例制定は、政令指定都市では初めてとなり、実効性のある相談支援体制の整備などが期待されます。

(令和6年6月定例会)

議員提出議案第3号 市民の信頼回復に全力で取り組むことを求める決議

不適正な事務処理に対し、信頼回復に全力で取り組むことを求める決議案を可決

6月5日に行われた行政報告で、市有地売却に係る不適正な事務処理が発覚したことを受け、市執行部に対して、発生原因の調査と再発防止策の検討を早急に行い、違法行為に対する厳正な処分を行うとともに、早急に刑事告訴を行い、司法の判断に委ねることを強く求める決議案が提出され、可決されました。その後、6月27日に行われた行政報告では、本件に関する調査検討会議において調査した結果や、当該不適正事務にかかわった職員について刑事告発したことなどが市長から報告されました。

(令和6年6月定例会)

委員会提出議案第1号 議案第97号「さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例の一部を改正する等の条例の制定について」に対する附帯決議

施設廃止に伴い、利用者に支援を求める附帯決議案を可決

施設の老朽化や維持管理費用、人材確保の課題等により、段階的な廃止が決定されたグリーンヒルうらわについて、市執行部に対して、指定管理者と連携し、丁寧かつ誠実に転所調整等を行うとともに、ケアハウスの利用者の転所に係る各種手続について、一人ひとりに寄り添ったサポート体制を構築することなど5つの措置を強く求める決議案が保健福祉委員会から提出され、可決されました。

(令和6年9月定例会)

議員提出議案第4号 建築物石綿含有建材の事前調査・除去費用に係る周知徹底と負担軽減措置の実施を求める意見書 ほか1議案



市議会から国などへ意見書を提出

議員および委員会から次の意見書が提出され、いずれも可決されました。

- 建築物石綿含有建材の事前調査・除去費用に係る周知徹底と負担軽減措置の実施を求める意見書
- 社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成の継続を求める意見書

2 オープン委員会の開催

○ オープン委員会を開催しました

令和6年2月17日、文教委員会では、「社会教育が街を変える」をテーマに大宮国際中等教育学校にてオープン委員会を開催しました。学識経験者による社会教育の意義についての講演や、生徒からさいたま市のオリジナルスイーツ、東日本大震災の被災者支援、大宮駅バス乗降場の改善について実践事例を発表いただき、議員と活発な意見交換を行いました。



○ 大宮駅GCS化構想特別委員会でオープン委員会を開催

令和6年10月28日、大宮駅グランドセントラルステーション化構想特別委員会では、「大宮GCS構想とみどりの調和」をテーマにオープン委員会を開催しました。会場となった大宮門街の屋外スペースには立ち見を含め60人以上が来場し、講師の大宮GCSまちづくり調整会議副会長・古澤達也氏による都市の緑地確保の重要性に関する講演のうち、質疑応答の時間を設け、委員や市民から意見や質問が寄せられました。



3 議員向け研修の実施

○ 市議会ハラスメント防止研修を実施しました

政治分野における男女共同参画の推進や、ハラスメント発生の防止を目的に、Stand by Women代表の濱田真里氏を講師に招き、議員向けの研修を行いました。講義では、地方議員におけるハラスメントの実態について、様々な具体的な事例などが紹介され、参加した議員はハラスメント対策の現状と解決のための取組などについて理解を深めました。



(令和6年2月)

○ 政務活動費に係る研修会を実施しました

本市議会が定める「政務活動費の使途運用指針」の理解促進などを目的に、議員および政務活動員向けの研修を行いました。講義では、講師の公認会計士事務所の方から、注意すべき支出事項などが説明され、参加者は政務活動費の適正な支出と透明性の確保について理解を深めました。



(令和6年8月)

4 その他の取組事例



政策条例検討プロジェクトチーム

障害者権利条約や障害者基本法において手話は言語として規定されており、本市においても障害者総合支援計画に「手話は言語である」ことを明記し、各施策を推進していますが、さらなる手話への理解および手話の普及を推進するため「手話言語条例検討プロジェクトチーム」を設置しました。今後、プロジェクトチームで議論を重ね、政策条例案を検討してまいります。

※参考：令和7年6月定例会にて条例制定議案（議員提出議案）が可決

女性活躍推進議員連盟が 市長に提言書を提出

さいたま市議会女性活躍推進議員連盟では、すべての女性が個性・能力を存分に発揮できる社会の実現を目指し、これまで「女性のための就職説明・相談会」の開催や、先進市への視察などを行ってきました。それらの調査研究を踏まえ、男女共同参画推進に関する取組を7項目にまとめた提言書を市長に提出しました。



（令和6年8月）

小学生が市議会を訪問

主権者教育の一環として、野田小学校、常盤北小学校、与野南小学校の6年生の児童が市議会を訪れました。児童が議員に質問を行う形で、学校ごとに臨時会を開催し、進行役の議長も児童が務めました。「議員として心がけていることは」「議会がないときや休日は何をしていますか」など、合計18人の児童から質問があり、議員が真摯に答弁を行いました。

未来を担う子どもたちに市議会を身近に感じていただくため、今後も積極的に主権者教育を推進してまいります。



議員の言葉に真剣な眼差し



議長役も堂々と務めました



議員に直接質問！議場に声が響きます

（令和6年10月～11月）